

議案第123号

備前市吉永屋根付き多目的広場設置条例の制定について

備前市吉永屋根付き多目的広場設置条例を次のとおり制定する。

令和6年12月4日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市吉永屋根付き多目的広場設置条例

(目的及び設置)

第1条 市民に憩いの場を提供することで健康の増進に寄与するとともに、災害時の避難場所及び資材置き場となる拠点を確保し、もって市民福祉の向上に資するため、備前市吉永屋根付き多目的広場(以下「多目的広場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 多目的広場の位置は、次のとおりとする。

備前市吉永町吉永中888番地

(使用時間及び休場日)

第3条 多目的広場を使用することができる時間(以下「使用時間」という。)及び多目的広場を使用することができない日(以下「休場日」という。)は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休場日を設けることができる。

(使用の許可)

第4条 多目的広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可をするに当たって、多目的広場の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的広場の使用を拒み、又は退去を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 火気を使用するとき。
- (4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (5) 地震、暴風雨、火災その他の災害が発生したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、多目的広場の管理上支障があるとき。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、多目的広場の使用に際し、他の使用者との協調に努めるとともに、多目的広場の施設、設備又は備付けの器具類等(以下「施設等」という。)を適切に使用し、けがや事故のないよう十分注意しなければならない。

2 使用者が、その責めに帰すべき理由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額を減額し、又は免除することができる。

(使用料)

第7条 第4条第1項の規定により使用許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により多目的広場を使用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による多目的広場の使用許可を受けようとする者は、施行日前においても、そ

の利用の申請に関し必要な行為をすることができる。

別表第1(第3条関係)

使用時間	休場日
午前8時30分から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第2(第4条関係)

区分	単位	使用料(1時間当たり)	
		一般	営利等
市内に勤務又は住所を有する者	全面	無料	1,000円
	片面		500円
上記以外の者	全面	2,000円	3,000円
	片面	1,000円	1,500円

備考

- 1 営利等使用は、物品の販売、参加料を徴する興行又は活動(研究その他の教育的目的のため、市内に居住し、又は通学する児童、生徒等を対象に実施する活動を除く。)、募金その他これに類する行為をいう。
- 2 使用時間は、準備、片付け等を含む時間とする。
- 3 消耗品は、実費負担とする。